

【マネースクエアHD】 株式会社外為オンラインに対する知的財産高等裁判所 による第二審勝訴判決のお知らせ

2024年7月4日

株式会社マネースクエアHD(本社:東京都港区、代表取締役会長兼社長:相葉 齊、以下「当社」といいます。)は、この度、株式会社外為オンライン(以下「外為オンライン」といいます。)に対して提起していた特許権侵害に基づく損害賠償請求訴訟において、東京地方裁判所による第一審の勝訴判決に続き、知的財産高等裁判所による第二審(控訴審)においても勝訴判決が言い渡されましたのでお知らせいたします。

記

■ 判決のあった裁判所及び判決日

裁判所:知的財産高等裁判所 第1部

判決日:2024年7月4日

■ 判決概要

主文(抜粋)

「一審被告は、一審原告に対し、4356万5491円及びこれに対する平成31年3月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。」

判決内容

- 2018年10月の第一審勝訴に続き、第二審においても外為オンラインの「iサイクル注文」が当社の保有する特許権を侵害していること及び外為オンラインが損害賠償責任を負うことが認められました。
- 損害額に関し、第一審では特許法102条3項(※)に基づき当社子会社である株式会社マネースクエアに対する実施料率などをベースに損害額の算定が行われましたが、第二審では特許法102条2項(※)の適用により、外為オンラインが侵害行為によって得ていた侵害利益の額をベースとして、損害額が認められました。その結果、第二審で認められた損害額は、第一審の約2倍強と大幅に増額されています。

■ 今回の判決の意義について

当社グループは、2002年の創業当初から知的財産を重要な経営資源の一つであると認識しており、保有する知的財産権を最大限に活用し、高度なサービス提供を行ってまいりました。これまでビジネスモデル特許の知財訴訟では原告の主張がなかなか認められにくい傾向がある中、今回の判決は国内のFX業界において初めて特許権侵害による損害賠償が認められたケースとみられ、ビジネスモデル特許の開発者に対する権利保護の重要性が改めて認識されたものと考えております。

また、本件において特許法102条2項の適用が認められたことは、グループ会社における知的財産管理の一元化を目的とする企業が増えている昨今の実態に沿った、画期的な判決であると考えております。

当社は今後も当社の権利を無断で侵害する他社のサービス等については、法的措置を含め、断固たる対応を取ると共に、協力可能な他社との間にはライセンスを含めた権利の開放を行うオープン&クローズ戦略を用いて、業界や市場の健全な成長に寄与してまいります。

【本リリースに関する報道お問い合わせ先】

株式会社マネースクエアHD 経営企画室 竹島・大里

TEL:03-3470-5082 e-mail:press@m2j.co.jp

■ これまでの経緯

【差止請求訴訟】

➤ 2017年7月19日 提訴

外為オンラインの「iサイクル注文」が、当社の保有する特許権を侵害するものであると判断し、東京地方裁判所に、サービス提供差し止めを求め、訴訟を提起。

➤ 2018年10月24日 第一審判決

東京地方裁判所より、当社の請求を全面的に認め、外為オンラインに対し、「iサイクル注文」のサービス提供の差し止めを命じる判決が下る。(その後、外為オンラインが控訴。なお、2019年3月には、「iサイクル注文」のサービス提供を終了)

➤ 2019年10月8日 第二審判決

知的財産高等裁判所より、当社の請求を全面的に認める判決が下る。(同年10月25日、外為オンラインが上告を断念し、当社の全面勝訴の判決が確定)

【損害賠償請求訴訟】

➤ 2020年7月9日 提訴

当社の全面勝訴が確定したことを受け、東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起。

➤ 2023年2月16日 第一審判決

東京地方裁判所より、当社の請求を認め、外為オンラインに対し、損害賠償の支払いを命じる判決が下る。

➤ 2023年3月1日 控訴

第一審判決で認められた損害額及びその算定方法に不服があり、知的財産高等裁判所に控訴(双方控訴)。

(※)特許法 102 条

2項「特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。」

3項「特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。」

■ 知的財産(IP)ステートメントについて

私たちマネースクエアグループは、トラリピを始めとする独自のアイデアとテクノロジーの創出や、投資家教育サービスの充実に向けたストラテジーステートメントに則る取組み全てを価値ある知的財産と認識し、適正な権利化、保護に努めます。

私たちが創出する知的財産権は、ミドルリスク/ミドルリターンを実践するお客様の中長期的資産形成をサポートする(カスタマーファースト志向)ために利用され、適切な投資家教育と合わせて行使されます。

また、それら知的財産権及び私たちが提供するサービスのカスタマーファースト志向に反する使用が懸念される他者に対しては、お客様が不利益を被らないために、使命感を持って権利行使を行うとともに、その保護に努めます。

【会社概要】

会社名: 株式会社マネースクエアHD

所在地: 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー40F

代表取締役会長兼社長: 相葉 斉

グループ創業: 2002年10月

事業内容: グループ会社株式保有によるグループ経営企画・管理、子会社の管理業務受託等

公式サイト <https://www.m2hd.co.jp/>